

# 資 料

## 1 主な生涯学習関係施設

### ① 生涯学習センター

所管課	社会教育課
所在地	箱根ヶ崎 2287 番地（瑞穂第一小学校内）
問合せ	[TEL・FAX]568-0050
開館時間	午前 9 時～午後 9 時 ※土・日曜日、祝日及び午後 5 時以降は鍵貸し出し
休館日	年末年始
概要	瑞穂第一小学校東側の校舎 1 階の教室を改修して開設され、町の生涯学習活動の拠点として、生涯学習を推進する団体・グループ・サークルなどの学習活動に貸し出します。

### ② 瑞穂ビューパーク・スカイホール

所管課	社会教育課
所在地	箱根ヶ崎 2475 番地
問合せ	[TEL]557-7070 [FAX]557-2693
開館時間	午前 8 時 30 分～午後 10 時
休館日	火曜日（祝日の場合は翌日）、祝日の翌日（休館日又は祝日の場合はその翌日）、年末年始
概要	住民に身近な場所で、優れた音楽・演劇などを鑑賞する機会を提供し、地域の文化・芸術、創造活動の推進及び地域文化の発掘・育成、支援を行います。また、利用者の安全性、施設維持の緊急性を考慮し、修繕計画を立て、利用者が使いやすいように整備します。

### ③ 耕心館

所管課	図書館
所在地	駒形富士山 317 番地 1
問合せ	[TEL]568-1505 [FAX]568-1506
開館時間	午前 10 時～午後 9 時
休館日	第 3 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
概要	心安らぐ寛ぎの場、新しい文化の発信の場として、サロンコンサート（クラシックなどの演奏会）、ミズホ・ムジーク（様々な分野の演奏会や演劇会など）、講演会、講座を実施し、地域の方々に利用していただきます。 指定管理者による管理運営を行います。

## 図書館

所 管 課 図書館

図 書 館 ④ 瑞穂町図書館

[所 在 地] 石畑 1962 番地 [TEL]557-5614 [FAX]557-6156

[開館時間] 火～日曜日は午前 9 時～午後 6 時

木曜日は午前 9 時～午後 8 時

[休 館 日] 月曜日、第 3 金曜日、年末年始

地域図書室 ⑤ 元狭山ふるさと思い出館図書室

[所 在 地] 二本木 710 番地 [TEL]556-3233

[開館時間] 火～土曜日は午後 1 時～午後 5 時

日曜日は午前 9 時～正午

[休 館 日] 月曜日、第 3 金曜日、祝日、年末年始

⑥ 長岡コミュニティセンター図書室

[所 在 地] 箱根ヶ崎 1180 番地 [TEL]557-5980

[開館時間] 午前 9 時～午後 5 時

[休 館 日] 月曜日、第 2 水曜日、第 3 金曜日、祝日、年末年始

⑦ 武蔵野コミュニティセンター図書室

[所 在 地] むさし野一丁目 5 番地 [TEL]533-4606

[開館時間] 午前 9 時～午後 5 時

[休 館 日] 月曜日、第 2 水曜日、第 3 金曜日、祝日、年末年始

⑧ 殿ヶ谷図書室

[所 在 地] 殿ヶ谷 988 番地 [TEL]513-9810

[開館時間] 火・水・土曜日の午後 1 時～午後 5 時

[休 館 日] 日・月・木・金曜日、祝日、年末年始

概 要 住民の文化教養を支え、地域の特性を活かした身近な生涯学習の拠点として、図書館と地域図書室の整備・充実をはかります。

## ⑨ 郷土資料館「けやき館」

所 管 課 図書館

所 在 地 駒形富士山 316 番地 5

問 合 せ [TEL]568-0634 [FAX]568-0639

開館時間 午前 9 時～午後 5 時

休 館 日 第 3 月曜日(祝日の場合は翌日)、年末年始

概 要 貴重な郷土資料(文化財)の保存や調査・研究を行うとともに、その活用を通し、郷土を知り、郷土を愛する心を育みます。また、郷土資料館事業(講演会・企画展など)を実施し、地域の自然や歴史への関心を高めます。指定管理者による管理運営を行います。

## 体育施設等

所 管 課 社会教育課

問 合 せ [TEL]557-7071

施 設 ⑩ 瑞穂ビューパーク競技場

[所 在 地] 箱根ヶ崎 2475 番地

[時 間] 午前 9 時～午後 10 時

[休 場 日] 毎月 16 日(祝日の場合は翌日)、祝日の翌日(休場日又は祝日の場合はその翌日)、年末年始

⑪ 中央体育館

[所 在 地] 石畑 1989 番地 1

[開館時間] 午前 9 時～午後 9 時 30 分

[休 館 日] 16 日(土・日曜日・祝日の場合はその翌日)、年末年始

⑫ 武道館

[所 在 地] 箱根ヶ崎 519 番地

[開館時間] 午前 9 時～午後 9 時 30 分

[休 館 日] 16 日(土・日曜日・祝日の場合はその翌日)、年末年始

⑬ 町営グラウンド(野球場・庭球場)

[所 在 地] 箱根ヶ崎 2189 番地

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 9 時 30 分

[休 場 日] 年末年始

⑭ 町営第 2 グラウンド(野球場・ゲートボール場)

[所 在 地] 箱根ヶ崎西松原 3 番地 1

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 7 時(冬期は午前 6 時 30 分～午後 4 時 30 分)

[休 場 日] 年末年始

⑮ 町営第 2 庭球場

[所 在 地] 箱根ヶ崎西松原 57 番地 6

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 7 時(冬期は午前 6 時 30 分～午後 4 時 30 分)

[休 場 日] 年末年始

⑯ 町営少年サッカー場

[所 在 地] 駒形富士山 320 番地

[時 間] 午前 6 時 30 分～午後 7 時(冬期は午前 6 時 30 分～午後 4 時 30 分)

[休 場 日] 年末年始

⑰ 町営プール

[所 在 地] 石畑 1970 番地

[開設日] 7月上旬～8月下旬の午前9時30分～午後5時30分

⑱ シクラメンスポーツ公園

[所在地] 箱根ヶ崎 1155 番地

[時間] 午前6時30分～午後7時(冬期は午前6時30分～午後4時30分)

[休場日] 年末年始

概要 住民誰もが、いつでも、どこでもスポーツを楽しむことができ、施設を活用し、住民の生涯を通じたスポーツの振興をはかっていきます。施設は、会員登録を行うと町ホームページや携帯電話、スマートフォンから「公共施設予約システム」にて予約することができます。

⑲ 瑞穂町民会館

所管課 協働推進課

所在地 石畑 1875 番地

問合せ [TEL] 513-9370(協働推進課)

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 年末年始

概要 生涯学習や地域活動の拠点として、各種講座やサークル活動をはじめ、会議・集会などに利用できます。

⑳ 武蔵野コミュニティセンター

所管課 協働推進課

所在地 むさし野一丁目 5 番地

問合せ [TEL]570-0555 [FAX]570-6340

開館時間 午前9時～午後9時30分

休館日 第2水曜日、祝日(第2水曜日の場合はその翌日も)、年末年始

概要 地域図書室を備えた複合型施設であり、地域住民の交流の場として、また主体的活動の場として有効活用をはかります。自主事業とコミセンまつりを実施します。

㉑ 元狭山コミュニティセンター

所管課 協働推進課

所在地 二本木 673 番地 1

問合せ [TEL]568-0333 [FAX]557-7999

開館時間 午前9時～午後10時

休館日 第2水曜日、祝日(第2水曜日の場合はその翌日も)、年末年始

概要 地域住民の交流の場として、また主体的活動の場として有効活用をは

かります。自主事業とコミセンまつりを実施します。

## ②② 長岡コミュニティセンター

所 管 課 協働推進課  
所 在 地 箱根ヶ崎 1180 番地  
問 合 せ [TEL]568-0030 [FAX]568-0880  
開館時間 午前 9 時～午後 10 時  
休 館 日 第 2 水曜日、祝日(第 2 水曜日の場合はその翌日も)、年末年始  
概 要 地域図書室やスポーツ施設を備えた複合型施設であり、地域住民の交流の場として、また主体的活動の場として有効活用をはかります。自主事業とコミセンまつりを実施します。

## ②③ 子ども家庭支援センター「ひばり」

所 管 課 子ども家庭センター課  
所 在 地 石畑 1972 番地  
問 合 せ [TEL]568-0051 [FAX]568-2015  
開館時間 午前 9 時～午後 5 時  
休 館 日 日曜日、祝日、年末年始  
概 要 18 歳未満の子どもとその家庭に関するあらゆる相談を随時受けています。交流スペースではお子さんを連れて遊ぶことができ、保護者同士の交流ができます。

## ②④ あすなろ児童館

所 管 課 子育て応援課  
所 在 地 石畑 1837 番地  
問 合 せ [TEL]557-7766  
開館時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時  
休 館 日 日曜日、祝日、年末年始  
概 要 創作室、図書室、多目的室、プレイルーム、会議室、幼児室がある多機能な児童館です。子育て相談も実施しています。

## ②⑤ ふれあいセンター

所 管 課 福祉課  
所 在 地 石畑 2008 番地  
問 合 せ [TEL]557-2061 [FAX]557-6159  
開館時間 午前 9 時～午後 10 時  
休 館 日 第 3 火曜日、年末年始

概要 地域福祉の増進と生活文化の向上を図るための施設です。文化向上事業や交流事業などを定期的に企画しています。指定管理者による管理運営を行っています。

#### ②⑥ 多世代交流センターMIZCUL(ミズカル)

所管課 高齢者福祉課

所在地 殿ヶ谷 1106 番地

問合せ [TEL]557-8737 [FAX]557-8747

開館時間 午前9時～午後8時

休館日 第3日曜日、年末年始

概要 子どもから高齢者までの多様な世代が交流し、つながり、及び居場所となる拠点を創出することにより、多世代交流の推進及び地域コミュニティの活性化を図るとともに、放課後の児童の健全育成及び高齢者の生きがいづくりを含む全ての町民の福祉の向上及び健康の増進に寄与する施設です。指定管理者による管理運営を行っています。

#### ②⑦ 寄り合いハウスいこい

所管課 高齢者福祉課

所在地 殿ヶ谷 874 番地 3

問合せ [TEL]556-0151

開館時間 午前9時から午後10時まで

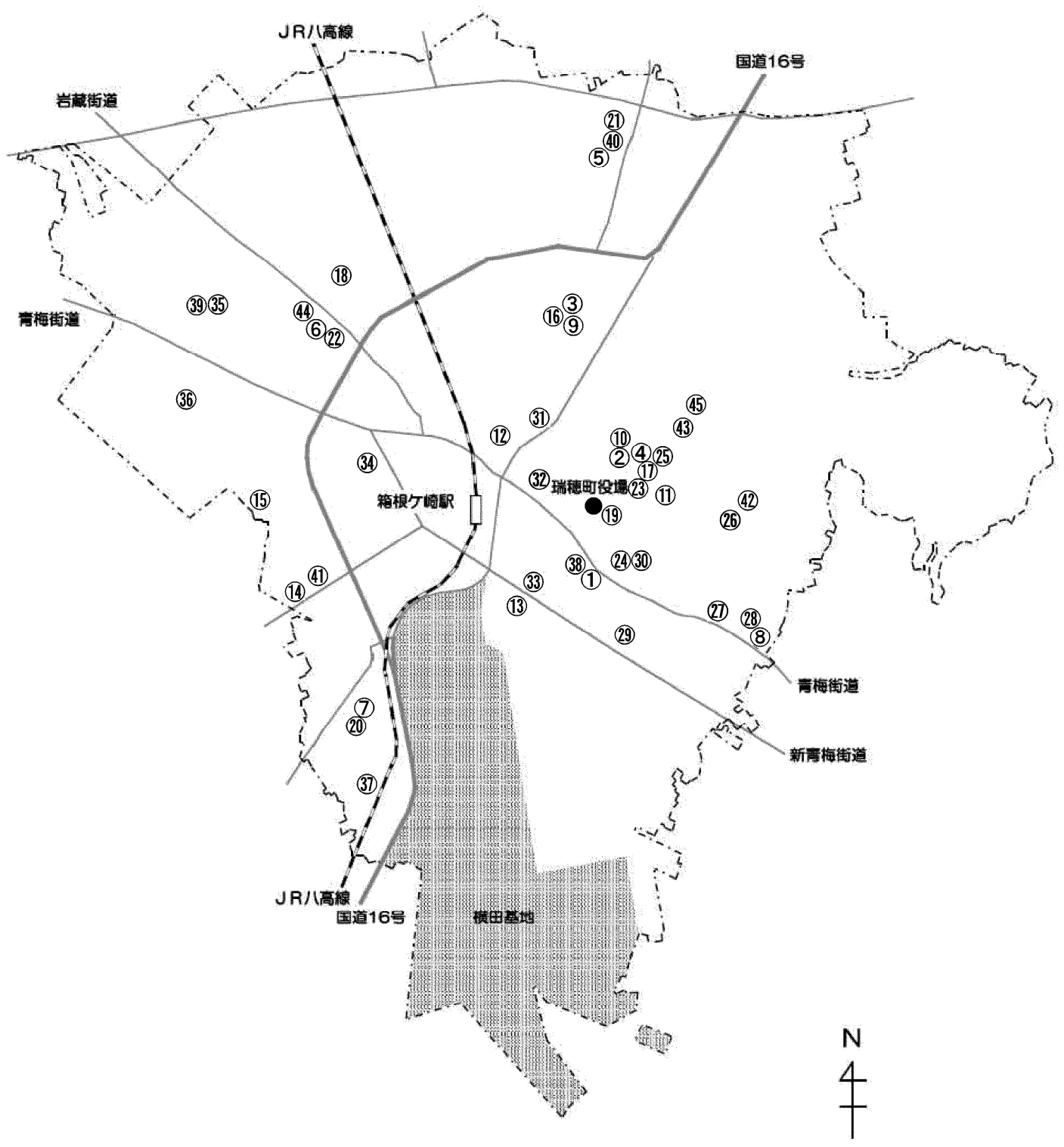
休館日 年末年始

概要 寄り合いハウスいこいは、高齢者の方を中心に子どもたちや地域の方々との多世代交流及び主体的な地域活動の場として、地域コミュニティの核となる施設です。いつ来ても誰かがいて、お茶などを飲みながらくつろげる社会参画の場として、地域の方がボランティアとして常駐し、町と運営ボランティアの会と協働で運営します。

## 2 その他の生涯学習関係施設

区分	名称	所在地	問合せ先
地区 会館	㊸殿ヶ谷会館	殿ヶ谷 988 番地	513-9370 協働推進課
	㊹石畑会館	石畑 211 番地	
	㊺石畑中央会館	石畑 1837 番地	
	㊻箱根ヶ崎北会館	箱根ヶ崎 2 番地	
	㊼箱根ヶ崎中央会館	箱根ヶ崎 127 番地	
	㊽箱根ヶ崎南会館	武蔵 3 番地	
	㊾箱根ヶ崎西会館	箱根ヶ崎東松原 16 番地 3	
	㊿長岡会館	長岡長谷部 248 番地	
	㊽長岡南会館	長岡四丁目 6 番地 4	
	㊾むさしの会館	むさし野二丁目 12 番地 6	
小・中・ 高等学校	㊿瑞穂第一小学校	箱根ヶ崎 2287 番地	557-0045
	㊽瑞穂第二小学校	長岡長谷部 250 番地	557-0646
	㊾瑞穂第三小学校	二本木 670 番地	557-0266
	㊿瑞穂第四小学校	箱根ヶ崎西松原 2 番地 1	557-4143
	㊽瑞穂第五小学校	殿ヶ谷 1160 番地	556-1377
	㊾瑞穂中学校	石畑 1961 番地 1	557-0070
	㊿瑞穂第二中学校	箱根ヶ崎 1172 番地	557-5501
	㊽都立瑞穂農芸高等学校	石畑 2027 番地	557-0142

# 町内の生涯学習関係施設の位置図



## ●学童保育クラブ

区分	名称	所在地	問合せ先
	瑞穂第一小学童保育クラブ	箱根ヶ崎 2287 番地 (瑞穂第一小学校内)	557-0080
	瑞穂第二小学童保育クラブ	長岡一丁目 38 番地 1	556-5312
	瑞穂第三小学童保育クラブ	二本木 676 番地 1	556-2710
	瑞穂第四小学童保育クラブ	むさし野一丁目 5 番地	554-7717
	瑞穂西松原学童保育クラブ	箱根ヶ崎西松原 25 番地 6	556-6787
	瑞穂第五小学童保育クラブ	殿ヶ谷 1106 番地	556-0181

## ●認可保育園等

区分	名称	所在地	問合せ先
認可 保育園	石畑保育園	石畑 1837 番地	557-2780
	むさしの保育園	むさし野一丁目 5 番地	554-1284
	東松原保育園	箱根ヶ崎東松原 16 番地 8	557-0140
	狭山保育園	駒形富士山 420 番地	557-2876
	長岡保育園	長岡四丁目 11 番地 14	556-0916
	みずほひじり保育園	箱根ヶ崎 2515 番地 1	556-2652
	とのがや保育園	殿ヶ谷 892 番地 4	557-7601
	ぴよぴよ保育園	箱根ヶ崎 363 番地 1	556-3428
	南平保育園	南平二丁目 3 番地 4	557-3875
認定 こども園	瑞穂のぞみこども園	箱根ヶ崎 2492 番地	557-0382
小規模保育 事業所*	ゆめのもり保育園	箱根ヶ崎 2391 番地 1	556-8333
幼稚園	如意輪幼稚園	箱根ヶ崎 137 番地	557-4183
福祉・ 保健施設	ファミリー・サポート・センター	石畑 1972 番地	557-4138
	ボランティアセンターみずほ	石畑 2008 番地	557-3036
	心身障害者(児)福祉センター あゆみ	石畑 2193 番地	556-6655
	保健センター	石畑 1970 番地	557-5072

\* : 巻末用語解説一覧表を参照

### 3 生涯学習関係各施設の利用状況及び減免状況

住民（団体・グループ・サークルなど）の活動の場として、多くの関連施設が整備され、活用されています。なお、生涯学習推進団体登録団体として認定されると、町施設の使用料が免除または減額となる支援が受けられます。

- ① 町民会館、地区会館、コミュニティセンター、スカイホール、耕心館、ふれあいセンター、生涯学習センター、図書館などは、生涯学習活動や地域活動の拠点となっています。

【令和6年度 主な施設利用状況】（利用件数・人数は令和6年度事務報告書より）

※使用料の免除または減額となる施設一覧

施設名	利用件数	利用人数	減免件数	減免額
町民会館	767	20,216	95	197,300
殿ヶ谷会館	177	2,519	86	67,200
石畑会館	406	4,749	258	194,950
石畑中央会館	358	3,982	0	0
箱根ヶ崎北会館	264	4,364	207	265,000
箱根ヶ崎中央会館	196	2,204	123	87,300
箱根ヶ崎南会館	777	7,568	466	282,000
箱根ヶ崎西会館	206	3,142	155	104,350
長岡会館	63	959	6	2,100
長岡南会館	266	4,055	93	92,000
むさしの会館	362	4,921	192	142,900
武蔵野コミュニティセンター	3,351	30,078	2,355	2,612,950
元狭山コミュニティセンター	3,550	23,687	2,699	2,099,500
長岡コミュニティセンター	4,235	42,476	2,276	1,981,300
スカイホール	638	42,294	13	141,900
耕心館	606	28,758	6	14,550
郷土資料館「けやき館」	204	33,284	2	2800
ふれあいセンター	1,554	27,137	329	302,200
図書館セミナールーム	26	204	0	0
元狭山ふるさと思い出館（集会室）	12	120	0	0
寄り合いハウスいこい	346	3,737	54	70,200

【令和6年度 施設利用状況】（令和6年度事務報告書より）

※無料施設及び使用料の免除または減額とならない施設一覧

施設名	利用人数	施設名	利用人数
生涯学習センター	3,943	図書館	61,990
元狭山ふるさと思い出館図書室	1,075	長岡コミュニティセンター図書室	11,372
武蔵野コミュニティセンター図書室	8,120	殿ヶ谷図書室	194

- ② 町営グラウンド、町営庭球場、中央体育館、武道館、町営少年サッカー場、ビューパーク競技場などは、スポーツ活動の拠点となっています。

【令和6年度 主な施設利用状況】（利用件数は令和6年度事務報告書より）

※使用料の免除または減額となる施設一覧

施設名	利用件数	減免件数	減免額
町営グラウンド 野球場	357	3	3,600
町営第2グラウンド	136	59	29,500
町営第2グラウンドゲートボール場	123	0	0
町営グラウンド 庭球場	2,310	0	0
町営第2庭球場	2,522	101	50,500
中央体育館	1,692	257	25,7000
中央体育館会議室	99	0	0
武道館	879	11	11,000
町営少年サッカー場	247	1	1,200
シクラメンスポーツ公園	65	2	2,400
ビューパーク競技場	350	0	0

- ③ 子ども家庭支援センター、児童館は、子育て支援の拠点となっています。

【令和6年度 主な施設利用状況】（令和6年度事務報告書より） ※無料施設

施設名	利用人数	施設名	利用人数
子ども家庭支援センター	1,786	あすなろ児童館	20,407

#### 4 第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会要綱

（令和7年5月22日  
教育委員会訓令第3号）

（設置）

第1条 第2次瑞穂町生涯学習推進計画（以下「計画」という。）を改定するため、第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 検討会は、次に掲げる事項を調査し、及び協議し、教育委員会に報告する。

- （1）計画の改定に係る事項
- （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第3条 検討会の委員は、企画部企画政策課長及び教育部社会教育課長並びに次に掲げる課から選出された者をもって組織する。

- （1）企画部企画政策課
- （2）住民部環境課
- （3）協働推進部協働推進課
- （4）協働推進部産業経済課
- （5）福祉部福祉課
- （6）福祉部子育て応援課
- （7）福祉部高齢者福祉課
- （8）福祉部健康課
- （9）教育部教育指導課
- （10）教育部社会教育課
- （11）教育部図書館

2 前項の委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条に規定する報告をもって終了する。

（会長及び副会長）

第5条 検討会に会長及び副会長1人を置き、会長に教育部社会教

育課長を、副会長に企画部企画政策課長をもって充てる。

- 2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、会議を欠席するときは、代理の者を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 検討会に必要な応じて分科会を置き、特定の事項を協議することができる。

- 2 分科会は、第3条第1項に掲げる委員のうち検討会で決定した委員（以下「分科会委員」という。）をもって構成する。
- 3 分科会の会長（以下「分科会長」という。）は、分科会委員の互選により定める。
- 4 分科会長は、分科会の会務を総括し、分科会を代表する。
- 5 分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する分科会委員がその職務を代理する。
- 6 分科会の会議は、必要な応じて分科会長が招集する。
- 7 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会委員以外の者の出席を求め、意見を徴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、発令の日から施行する。  
(失効)
- 2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

## 5 第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会委員

任期：令和7年5月22日から第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会  
要綱第2条に規定する報告を行うまで

部・課名	氏名	
教育部 社会教育課長	◎ 橋本正志	
企画部 企画政策課長	○ 渡辺浩志	令和7年10月1日就任
企画部 企画政策課長	○ 町田陽生	令和7年9月30日退任
住民部 環境課 ごみ対策係長	堂垣祐介	
協働推進部 協働推進課 地域協働係 主任	小林和絵	
福祉部 福祉課 福祉推進係長	上出貴之	
福祉部 子育て応援課 児童館係長	宮澤伸一	
福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係長	宮崎ゆり恵	令和7年10月1日就任
福祉部 高齢者福祉課 高齢者支援係長	中村 徹	令和7年9月30日退任
福祉部 健康課 健康係長	鈴木隆太	
協働推進部 産業経済課 農政係長	田中悠也	
教育部 教育指導課 指導係長	田口恵里子	
教育部 図書館 図書係長	西村優子	

◎ 会長      ○ 副会長

## 6 第2次瑞穂町生涯学習推進計画後期計画策定までの検討経過

実施日	会議・調査等	議題及び内容
令和7年 5月15日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長より諮問</li> <li>・意見聴取</li> </ul>
6月19日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取</li> </ul>
6月25日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・辞令書の交付</li> <li>・生涯学習推進計画について</li> <li>・生涯学習推進計画進捗状況について</li> </ul>
6月26日	生涯学習推進計画の進捗状況等の確認調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各課及び関連機関</li> </ul>
7月17日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取</li> </ul>
8月27日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員の会議での意見について</li> <li>・生涯学習推進計画後期計画案について</li> </ul>
9月18日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取</li> </ul>
10月16日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取</li> </ul>
10月31日～ 11月14日	意見募集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ及びスカイホールなどの窓口</li> </ul>
11月25日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習推進計画後期計画案について</li> <li>・意見募集について</li> </ul>
12月18日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取</li> </ul>
令和8年 1月15日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取</li> </ul>
2月4日	第2次瑞穂町生涯学習推進計画改定庁内検討会（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習推進計画後期計画案の最終確認について</li> </ul>
2月4日	社会教育委員の会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長へ答申</li> </ul>
2月26日	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見聴取</li> </ul>
3月6日	議会厚生文教委員会報告	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画改定の報告</li> </ul>

## 7 第2次瑞穂町生涯学習推進計画後期計画（素案）に関する意見募集について

### 1 意見募集の実施

以下のとおり意見募集を行い、2件ご意見がありました。

(1) 意見募集を行った期間

令和7年10月31日（金）から令和7年11月14日（金）

(2) 意見募集方法

町ホームページ掲載及び下記施設での閲覧

(3) 閲覧場所

庁舎 1階情報公開コーナー、武蔵野・元狭山・長岡の各コミュニティセンター、スカイホール

### 2 教育委員からの意見聴取

(1) 意見聴取を行った期日 令和8年2月26日（木）

(2) 意見聴取方法 直接ヒアリング

## 8 用語解説一覧表

あ

### ICT

Information & Communication Technology の略。情報(Information)や通信(Communication)に関する技術の総称。多くの場合「情報通信技術」と訳されるが、ネットワーク通信による情報・知識の共有という考えが含まれている。

### インクルーシブ

「包摂的な」という意味。ここでのインクルーシブな学習機会とは、障害の有無、国籍や人種、宗教、性別などの違いにかかわらず、全ての子どもたちが分け隔てなく学ぶことのできる機会のことを指す。

### ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあること。生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む。個人を取り巻く環境や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

### NDC

Nippon Decimal Classification の略。日本十進分類法という意味で、日本で使われている図書分類法をさす。図書の主題となる、あらゆる知識を1～9の数字を用いて分類し、どの区分にも属さない全般的なものには0を用いる分類法。

か

### 家庭教育

親が子どもに家庭内で、言葉や生活習慣、コミュニケーションなど生きていく上で必要な技術を身に付ける援助をすること。

### 協働宣言

町にかかわる多くの人々が、世代や立場の壁を越えて協力し合う「自立と協働」のまちづくりを実現していくための、ひとつの道しるべとして、平

成 26 年 10 月 8 日に宣言した。

### **クラウドファンディング**

群衆 crowd と資金調達 funding を組合せた造語。取り組みたい活動や企画を持つ人がインターネットなどにプロジェクトページを掲載し、活動について呼びかけ、広く支援者から支援を集める仕組み。

### **現代的課題**

少子高齢化、国際化、高度情報化、男女共同参画、環境問題など社会経済動向の変化に伴って発生した問題。現代社会において、何らかの取組が求められている問題のこと。

### **コミュニティ・スクール**

学校運営協議会制度のこと。協議会では保護者や地域住民などが学校運営に関する意見を教育委員会や校長に述べるができる。学校と地域が力を合わせて、学校の運営に取り組むことが可能となる仕組み。

### **さ**

#### **指定管理者制度**

「多様化する住民ニーズ」に、より効果的・効率的に対応するために、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上をはかる制度のこと。

#### **社会教育委員**

「社会教育法」に規定され、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする。

#### **生涯学習関連施設**

図書館などの社会教育施設のほか、スポーツ施設、文化施設、また生涯学習を支援する施設を含む。

#### **生涯学習推進団体**

住民が組織し、主体的・継続的な学習活動を行っているグループ・団体

などのこと。町では生涯学習推進団体として登録し、その学習活動の支援を行っている。

### **生涯学習まちづくり出前講座**

ボランティア講師による各種講座や町が行っている仕事に関する講座を開催することにより、いつでもどこでも気軽に学習できる機会を提供し、住民と協働して生涯学習によるまちづくりを推進していくこと。

### **小規模保育事業所**

0～2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育のこと。1人の保育スタッフが担当する子どもの数が少ないため手厚く子どもの発達に応じた質の高い保育を行うことができる。

### **調べ学習**

わからないことについて、本や見学、実験・観察など、いろいろな方法で調べ、自分の考えをまとめて、発表することをいう。

### **性的マイノリティ**

LGBTQ【Lesbian レズビアン（女性同性愛者）、Gay ゲイ（男性同性愛者）、Bisexual バイセクシュアル（両性愛者）、Transgender トランスジェンダー（心と体の性が一致しない人）、Questioning クエスチョニング（性自認や性的指向が決まっていない人）・Queer クィア（多様なセクシュアリティを包括するもの）】、など性的少数者を表した言葉。

### **総合型地域スポーツクラブ**

身近な地域でスポーツに親しむことができ、地域住民によって主体的に運営される新しいタイプのスポーツクラブのこと。子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者から上級者までそれぞれの志向にあわせて参加できる（多志向）という特徴を持つ。

### **総合人材リスト**

町の各地域で、多くの人々が互いに生涯学習やまちづくり活動を学び合う

ことができるよう、様々な知識や経験を持つ人材の情報を収集したリストのこと。

な

### ニュースポーツ

近年行われるようになった比較的新しいスポーツ種目の総称。力の限界に挑戦するのではなく、触れ合いと楽しみを追及し、体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰とでもできるなどの特徴がある。

### 乳幼児ブックスタート

3～4 か月児健診を受診した親子に、絵本の読み聞かせの実演を行うとともに、乳児期に親しみやすい絵本をプレゼントする取り組み。

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行う幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設のこと。

### ネーミングライツ

公共施設などの名前を付与する命名権と付帯する諸権利のこと。企業側は施設などの愛称として企業名などを導入することができる。企業側は宣伝効果、自治体側は財源確保などの効果が期待されている。

は

### PPP/PFI

Public-Private Partnership(パブリック・プライベート・パートナーシップ)/Private Finance Initiative(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の略称。公共施設などの建設、維持管理、運営などを行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化などをはかる手法のこと。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広くとらえた概念で、効率化や公共サービスの向上を目指している。

や

### **ユニバーサルデザイン**

年齢、性別、国籍などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能な生活環境やそのほかの環境をつくり上げること。

ら

### **リカレント教育**

学校教育から離れたあと、それぞれのタイミングで自ら社会人が学びなおし、仕事で求められる能力などを磨き続けること。

### **レファレンスサービス**

調べたいことや探している資料などの質問について、必要な資料・情報を案内するサービスのこと。